

株主各位

兵庫県尼崎市東浜町1番地  
株式会社 **大阪チタニウムテクノロジーズ**  
代表取締役社長 西澤庄藏

## 第12期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第12期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

報告事項 第12期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件  
本件は、上記について「第12期報告書」に基づき報告いたしました。

### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容は3頁から4頁「ご参考」のとおりであります。

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり西澤庄藏、山本睦生、兵動剛二、宮井益夫の4氏が再選され、新たに小川眞一、家田幸治、伊藤篤志、一瀬正人、網永洋一の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり新たに野木清孝、梅原尚人の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、野木清孝および梅原尚人の両氏は、社外監査役であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり今井明彦氏が再選され、新たに吉田 茂氏が選任されました。

以 上

---

平成21年6月24日現在の取締役および監査役は次のとおりであります。

代表取締役社長	西澤庄藏	監査役(常勤)	酒井弘
代表取締役副社長	山本睦生	監査役(常勤)	小林外志夫
専務取締役	小川真一	監査役	野木清孝
常務取締役	兵動剛二	監査役	梅原尚人
常務取締役	家田幸治		
常務取締役	伊藤篤志		
取締役	宮井益夫		
取締役	一瀬正人		
取締役	網永洋一		

(注) 野木清孝および梅原尚人の両氏は、社外監査役であります。

---

#### 期末配当金のお支払いについて

第12期期末配当金関係書類は、去る平成21年6月5日(金)に発送しておりますので、「配当金領収証」により平成21年7月8日(水)までにお近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)でお受け取り下さい。

なお、振込みをご指定の株主の皆様は、ご指定の口座をご確認下さい。

以上

ご 参 考

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第2章 株式	第2章 株式
<p><u>第7条 (株券の発行)</u>  <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p>	(削 除)
<p>第8条 (単元株式数、単元未満株券の不発行)  <u>1. 当社の単元株式数は、100株とする。</u>  <u>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行し          ないことができる。</u></p>	<p>第7条 (単元株式数)          当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第9条 (単元未満株式の権利)          当社の単元未満株式を有する株主 (実質株          主を含む。以下同じ。) は、その有する単元          未満株式について、次に掲げる権利以外の権          利を行使することができない。          (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利          (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を          する権利          (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割          当て及び募集新株予約権の割当てを受ける          権利          (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第8条 (単元未満株式の権利)          当社の単元未満株式を有する株主は、その          有する単元未満株式について、次に掲げる権          利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) }          (2) } (現行どおり)          (3) }          (4) }</p>
第10条 (記載省略)	第9条 (現行どおり)
<p>第11条 (株式取扱規程)          当社の株式に関する取扱い及び手数料は、          法令または本定款のほか、取締役会において          定める株式取扱規程による。</p>	<p>第10条 (株式取扱規程)          当社の株式に関する取扱いは、法令または          本定款のほか、取締役会において定める株式          取扱規程による。</p>
<p>第12条 (株主名簿管理人)          1. 当社は、株式に関する事務を取り扱わせる          ため、株主名簿管理人を置く。          2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取          締役会決議によって選定する。          3. 当社の株主名簿及び実質株主名簿 (株主名          簿等という。以下同じ。)、新株予約権原簿並          びに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事          務取扱場所に備え置く。</p>	<p>第11条 (株主名簿管理人)          1. (現行どおり)          2. (現行どおり)          3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株          主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。</p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>第13条 (基準日)          当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等          に記載または記録された議決権を有する株主          をもって、その事業年度に関する定時株主総          会において権利を行使することができる株主          とする。</p>	<p>第12条 (基準日)          当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に          記録された議決権を有する株主をもって、そ          の事業年度に関する定時株主総会において権          利を行使することができる株主とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第14条 ↓ 第18条  第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 ↓ 第22条  第23条 (取締役会) 1. 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、第15条第2項の規定を準用する。  2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 ↓ 第26条  第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条 ↓ 第33条  第6章 会計監査人</p> <p>第34条 ↓ 第36条  第7章 計 算</p> <p>第37条 ↓ 第38条  第39条 (剰余金の配当の基準日) 1. 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。  2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (記載省略)</p>	<p>第13条 ↓ 第17条  第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 ↓ 第21条  第22条 (取締役会) 1. 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、第14条第2項の規定を準用する。  2. (現行どおり)</p> <p>第23条 ↓ 第25条  第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条 ↓ 第32条  第6章 会計監査人</p> <p>第33条 ↓ 第35条  第7章 計 算</p> <p>第36条 ↓ 第37条  第38条 (剰余金の配当の基準日) 1. 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。  2. (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>